

東京都板橋区特定教育・保育及び特定地域型保育のうち保育園等に係る公定価格の加算等に関する要綱

平成27年12月24日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る特定教育・保育及び特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育に要する費用の額(以下「公定価格」という。)の加算等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設・事業)

第2条 この要綱の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区の区域内に所在する次の各号に該当する施設又は事業(公設民営を除く。)とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「法」という。)第31条の規定により板橋区長(以下「区長」という。)の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設
  - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「認可保育所」という。)
  - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 法第43条の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
  - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、家庭的保育事業等設備運営基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型及び基準第31条に規定する小規模保育事業B型
  - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
  - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(認可保育所に係る加算等の種類)

第3条 区長は、認可保育所の次の各号に掲げる公定価格に係る加算等について認定する。

- (1) 3歳児配置改善加算
- (2) 休日保育加算

- ( 3 ) 夜間保育加算
- ( 4 ) 減価償却費加算
- ( 5 ) 賃借料加算
- ( 6 ) チーム保育推進加算
- ( 7 ) 副食徴収免除加算
- ( 8 ) 加減調整部分
- ( 9 ) 乗除調整部分
- ( 10 ) 主任保育士専任加算
- ( 11 ) 療育支援加算
- ( 12 ) 事務職員雇上費加算
- ( 13 ) 冷暖房費加算
- ( 14 ) 高齢者等活躍促進加算
- ( 15 ) 施設機能強化推進費加算
- ( 16 ) 小学校接続加算
- ( 17 ) 栄養管理加算
- ( 18 ) 第三者評価受審加算

(認定こども園に係る加算等の種類)

第4条 区長は、認定こども園の次の各号に掲げる公定価格に係る加算等について認定する。

- ( 1 ) 副園長・教頭配置加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る)
- ( 2 ) 学級編制調整加配加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 3 ) 3歳児配置改善加算
- ( 4 ) 満3歳児対応加配加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 5 ) 講師配置加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 6 ) チーム保育加配加算
- ( 7 ) 通園送迎加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 8 ) 給食実施加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 9 ) 休日保育加算(法第19条2号及び3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 10 ) 夜間保育加算(法第19条2号及び3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 11 ) 減価償却費加算(法第19条2号及び3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 12 ) 賃借料加算(法第19条2号及び3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 13 ) 外部監査費加算
- ( 14 ) 副食徴収免除加算
- ( 15 ) 加減調整部分
- ( 16 ) 乗除調整部分

- ( 1 7 ) 療育支援加算
- ( 1 8 ) 事務職員配置加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 1 9 ) 指導充実加配加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 2 0 ) 事務負担対応加配加算(法第19条1号の支給認定子どもに限る。)
- ( 2 1 ) 冷暖房費加算
- ( 2 2 ) 施設関係者評価加算
- ( 2 3 ) 高齢者等活躍促進加算(法第19条2号及び3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 2 4 ) 施設機能強化推進費加算
- ( 2 5 ) 小学校接続加算
- ( 2 6 ) 栄養管理加算(法第19条2号及び3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 2 7 ) 第三者評価受審加算

(小規模保育事業A型及びB型に係る加算等の種類)

第5条 区長は、小規模保育事業A型及びB型の次の各号に掲げる公定価格に係る加算等について認定する。

- ( 1 ) 保育士比率向上加算(小規模保育事業B型の法第19条3号の支給認定子どもに限る。)
- ( 2 ) 障害児保育加算
- ( 3 ) 休日保育加算
- ( 4 ) 夜間保育加算
- ( 5 ) 減価償却費加算
- ( 6 ) 賃借料加算
- ( 7 ) 加減調整部分
- ( 8 ) 乗除調整部分
- ( 9 ) 冷暖房費加算
- ( 1 0 ) 施設機能強化推進費加算
- ( 1 1 ) 栄養管理加算
- ( 1 2 ) 第三者評価受審加算

(事業所内保育事業に係る加算等の種類)

第6条 区長は、事業所内保育事業の次の各号に掲げる公定価格に係る加算等について認定する。

- ( 1 ) 保育士比率向上加算(小規模保育事業B型の基準が適用される事業所に限る。)
- ( 2 ) 障害児保育加算
- ( 3 ) 休日保育加算
- ( 4 ) 夜間保育加算

- ( 5 ) 減価償却費加算
- ( 6 ) 賃借料加算
- ( 7 ) 加減調整部分
- ( 8 ) 乗除調整部分
- ( 9 ) 冷暖房費加算
- ( 10 ) 施設機能強化推進費加算
- ( 11 ) 栄養管理加算
- ( 12 ) 第三者評価受審加算

(居宅訪問型保育事業に係る加算等の種類)

第7条 区長は、居宅訪問型保育事業の次の各号に掲げる公定価格に係る加算等について認定する。

- ( 1 ) 資格保有者加算
- ( 2 ) 休日保育加算
- ( 3 ) 夜間保育加算
- ( 4 ) 連携施設加算
- ( 5 ) 加減調整部分
- ( 6 ) 第三者評価受審加算

(加算の認定要件等)

第8条 第3条から前条までの加算等の認定要件等は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)別紙2から4、別紙6及び別紙8から9(以下「国留意事項通知」という。)によるものとする。

(申請)

第9条 本要綱に規定する加算等の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式から別記第3号様式に必要な書類を添えて、別に定める日までに区長へ提出しなければならない。

(通知)

第10条 区長は、前条の申請に基づき、加算等の認定の可否を決定し、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

- ( 1 ) 認定をしたとき 加算等認定通知書(別記第4号様式)
- ( 2 ) 認定をしないうとき 加算等非認定通知書(別記第5号様式)

(副食徴収免除に関する通知)

第11条 区長は、各対象施設及び国留意事項に規定される副食費徴収免除対象者に対し、次の各号の場合に応じ、当該各号に定める通知書により副食費の徴収免除に関する事項を通知するものとする。

- (1) 徴収免除が決定したとき 副食費徴収免除通知書(別記第6号様式)
- (2) 徴収免除に関する事項に変更があったとき 副食費徴収免除変更通知書(別記第7号様式)
- (3) 徴収免除に関する事項を取り消したとき 副食費徴収免除取消通知書(別記第8号様式)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、加算等の認定に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 公定価格加算等認定申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

届出者 所在地  
名称  
代表者職氏名

公定価格に係る加算等について、下記のとおり認定申請します。

### 記

施設名称			
施設の所在地			
		届出の内容	備考(申請理由・職員配置状況等)
加算項目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
適用開始年月		年 月から	

(注)1 新たに算定、廃止又は変更しようとする加算項目について、「届出の内容」欄に「新規」「廃止」「変更」のいずれかを記入すること。

2 認定要件を具備している旨が確認できる書類を添付すること。

別記第2号様式（第9条関係）

## 減価償却費加算に係る申告書

板橋区長

届出者 所在地  
名称  
代表者職氏名

下記の施設・事業所における特定教育・保育又は特定地域型保育の用に供する建物は、以下の全ての要件を満たしている旨を申告する。

設置者の自己所有である。

建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。

建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の補助金の交付を受けていない。

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（内閣府告示第49号）第1条第51号の規定による賃借料加算の対象となっていない。

### 記

施設・事業所名	
---------	--

#### < 建物の概要 >

建物	所在地			
	構造	造	階建	年 月築

建物	所在地			
	構造	造	階建	年 月築

建物	所在地			
	構造	造	階建	年 月築

注1 建物が複数ある場合は、建物ごとに記入すること。

注2 建物に係る不動産登記簿謄本の内容と一致させること（不動産登記簿謄本写しを添付する場合は、上記建物の概要欄には記入不要）。

注3 建物を整備又は取得した際の契約書類等の写しを添付すること。

## 賃借料加算に係る申告書

板橋区長

届出者 所在地  
名称  
代表者職氏名

下記の施設・事業所における特定教育・保育又は特定地域型保育の用に供する建物は、以下の全ての要件を満たしている旨を申告する。

特定教育・保育又は特定地域型保育の用に供する賃貸物件である。

当該賃貸物件に係る賃借料が発生している。

「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助を受けた施設・事業所については、当該補助に係る残額が生じていない。

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（内閣府告示第49号）第1条第50号の規定による減価償却費加算の対象となっていない。

### 記

施設・事業所名	
---------	--

#### < 建物の概要 >

建物	所在地	
	賃貸人	
	賃料	
	契約期間	

建物	所在地	
	賃貸人	
	賃料	
	契約期間	

注1 建物（園舎）が複数ある場合は、建物ごとに記入すること。

注2 賃貸借契約書等（写し）を添付すること。



## 公定価格加算等認定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった公定価格に係る加算等について、下記のとおり認定したので、通知します。

### 記

施設名称			
施設の所在地			
		認定内容	適用開始年月
加算項目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		

## 公定価格加算等非認定通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった公定価格に係る加算等については、認定要件に該当しなかったため、下記のとおり非認定としたので、通知します。

### 記

施設名称			
施設の所在地			
		判定内容	適用開始年月
加算項目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		

## 副食費徴収免除通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について通知します。

記

子ども	氏名			
	生年月日		クラス年齢	
施設・事業所名				
免除対象期間		年 月 日 から 年 月 日まで		

## 副食費徴収免除変更通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について変更しましたので通知します。

記

子ども	氏名			
	生年月日		クラス年齢	
施設・事業所名				
免除対象期間		年 月 日 から 年 月 日まで		

## 副食費徴収免除取消通知書

様

板橋区長

下記のとおり、副食費の免除に関する事項について取消しましたので通知します。

記

子ども	氏名			
	生年月日		クラス年齢	
施設・事業所名				
免除取消対象期間		年 月 日 から 年 月 日まで		